



# 山形県公報

平成21年11月20日（金）  
第2095号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…1233
- 同……………（同）…1234
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…1235
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（出納局）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域支援課）…1237
- 一般競争入札の公告……………（産業技術短期大学校）…1238
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認……………（村山総合支庁農業振興課）…1239
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止の承認……………（同）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（出納局）…1240
- 同……………（同）…同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 仙台山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|---------------------------------|------|------------------|---------|
| 山形市大字山寺字馬形3423番から<br>同 3416番1まで | 旧    | 4.3メートル<br>} 3.8 | 120メートル |
| 同 上                             | 新    | 8.2メートル<br>} 3.8 | 同 上     |

## 山形県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-------------------|---|------|----------|------------|
| 上山市金山字カラメキ586番2から |   | 旧    | 9.7メートル  | メートル<br>28 |
| 同 上まで             |   |      | 8.8      |            |
| 同                 | 上 | 新    | 37.0メートル | 同上         |
|                   |   |      | 8.8      |            |

## 山形県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|----------------|---|------|----------|-------------|
| 鶴岡市菱津字坂下163番から |   | 旧    | 45.5メートル | メートル<br>4.8 |
| 同 上まで          |   |      | 44.6     |             |
| 同              | 上 | 新    | 47.8メートル | 同上          |
|                |   |      | 47.0     |             |

## 山形県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-------------------|---|------|----------|------------|
| 鶴岡市羽黒町富沢字向田68番1から |   | 旧    | 24.5メートル | メートル<br>30 |
| 同 上まで             |   |      | 23.0     |            |
| 同                 | 上 | 新    | 27.5メートル | 同上         |
|                   |   |      | 23.0     |            |

山形県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市菱津字坂下163番から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月20日

山形県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町富沢字向田68番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月20日

山形県告示第1008号

次の開発行為は、完了した。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成21年7月29日 指令村総建第5009号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字根際字五宮454番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東村山郡山辺町大字根際764番地  
株式会社鈴木工務店

山形県告示第1009号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |                       |                      |     |
|---|-----------------------|----------------------|-----|
| 〃 | 泉崎支店                  | 〃 太白区泉崎一丁目<br>20番7号  | 〃 〃 |
| 〃 | 仙台支店ジ<br>ヤスコ幸町<br>出張所 | 〃 宮城野区幸町五丁<br>目10番1号 | 〃 〃 |

を

|   |   |      |   |                   |   |   |   |       |
|---|---|------|---|-------------------|---|---|---|-------|
| 「 | 「 | 泉崎支店 | 「 | 太白区泉崎一丁目<br>20番7号 | 「 | 「 | 」 | に改める。 |
|---|---|------|---|-------------------|---|---|---|-------|

別表第4中

|   |   |       |                   |                   |   |   |   |   |
|---|---|-------|-------------------|-------------------|---|---|---|---|
| 「 | 「 | 若竹町支店 | 酒田市若竹町二丁目4<br>番9号 | 「                 | 「 | 」 | 」 | を |
| 「 | 「 | 酒田北支店 | 「                 | ゆたか一丁目15<br>番地の16 | 「 | 「 | 」 | 」 |

|   |   |       |                      |   |   |   |   |    |
|---|---|-------|----------------------|---|---|---|---|----|
| 「 | 「 | 酒田北支店 | 酒田市ゆたか一丁目15<br>番地の16 | 「 | 「 | 」 | 」 | に、 |
|---|---|-------|----------------------|---|---|---|---|----|

|   |   |         |   |   |   |                |   |    |
|---|---|---------|---|---|---|----------------|---|----|
| 「 | 「 | 卸町4番地の3 | を | 「 | 「 | 若竹町二丁目4<br>番5号 | 」 | に、 |
|---|---|---------|---|---|---|----------------|---|----|

|   |                                 |   |                |           |   |   |   |   |   |
|---|---------------------------------|---|----------------|-----------|---|---|---|---|---|
| 「 | 県公金の収納事務<br>(口座振替による<br>ものに限る。) | 「 | 新庄支店新<br>庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号 | 「 | 「 | 」 | 」 | を |
|---|---------------------------------|---|----------------|-----------|---|---|---|---|---|

|   |                                 |   |                |                   |   |   |   |   |       |
|---|---------------------------------|---|----------------|-------------------|---|---|---|---|-------|
| 「 | 県公金の収納事務<br>(口座振替による<br>ものに限る。) | 「 | 新庄支店新<br>庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号         | 「 | 「 | 」 | 」 | に改める。 |
|   |                                 | 「 | 若竹町支店          | 酒田市若竹町二丁目4<br>番5号 | 「 | 「 | 」 |   |       |

別表第5中

|   |   |                |   |   |   |                |   |    |   |   |          |   |   |
|---|---|----------------|---|---|---|----------------|---|----|---|---|----------|---|---|
| 「 | 「 | 家中新町13番22<br>号 | を | 「 | 「 | みどり町32番61<br>号 | 」 | に、 | 「 | 「 | 日出町5番36号 | 」 | を |
|---|---|----------------|---|---|---|----------------|---|----|---|---|----------|---|---|

|   |   |          |    |   |   |                    |   |   |   |   |                  |   |    |
|---|---|----------|----|---|---|--------------------|---|---|---|---|------------------|---|----|
| 「 | 「 | 東原町1番38号 | に、 | 「 | 「 | 湯温海字湯温海<br>273番地の1 | 」 | を | 「 | 「 | 湯温海字甲269番<br>地の2 | 」 | に、 |
|---|---|----------|----|---|---|--------------------|---|---|---|---|------------------|---|----|

|   |   |       |             |               |   |            |   |   |
|---|---|-------|-------------|---------------|---|------------|---|---|
| 「 | 「 | 酒田支店  | 酒田市上本町4番20号 | 「             | 「 | 酒田中央支<br>店 | 」 | を |
| 「 | 「 | 酒田北支店 | 「           | 中央西町1番65<br>号 | 「 | 「          | 」 |   |

|   |   |      |                  |   |   |            |   |    |
|---|---|------|------------------|---|---|------------|---|----|
| 「 | 「 | 酒田支店 | 酒田市中町三丁目6番<br>3号 | 「 | 「 | 酒田中央支<br>店 | 」 | に、 |
|---|---|------|------------------|---|---|------------|---|----|

|   |        |   |                |   |        |
|---|--------|---|----------------|---|--------|
| 〃 | 大西支店   | 〃 | 大西町27番9号       | 〃 | 〃      |
| 〃 | 新斎町支店  | 〃 | 西新斎町9番20号      | 〃 | 〃      |
| 〃 | 酒田中央支店 | 〃 | 酒田市本町三丁目11番35号 | 〃 | 酒田中央支店 |
| 〃 | 戸野町支店  | 〃 | 相生町一丁目3番19号    | 〃 | 〃      |

を

|   |       |   |                |   |        |
|---|-------|---|----------------|---|--------|
| 〃 | 新斎町支店 | 〃 | 西新斎町9番20号      | 〃 | 〃      |
| 〃 | 戸野町支店 | 〃 | 酒田市相生町一丁目3番19号 | 〃 | 酒田中央支店 |

に改める。

附 則

この規程は、平成21年11月24日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

〃 日出町5番36号

を

〃 東原町1番38号

に改める部分及び

〃 湯温海字湯温海273番地の1

を

〃 湯温海字甲269番地の2

に改め

る部分は公布の日から、別表第2の改正規定は同月21日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まごころサービス長井
  - (2) 代表者の氏名  
小松 喜一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市館町北6番19号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、「明るく、やさしく、真心で」をモットーとし、助け合いの精神を基に、

サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざします。また行政と協働した事業の推進を図りながら、生きがいのある社会を形成していくことに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステム賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年11月20日

山形県立産業技術短期大学校長 赤塚孝雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校会議室（2階）
- (2) 日 時 平成22年1月6日（水） 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステム賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月15日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成22年3月16日から平成27年3月15日までの期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額に31分の16を乗じて得た金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された応札役務仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- (7) 当該賃貸物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該賃貸物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校総務企画課 電話番号023(643)8431

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書その他必要な書類（以下「応札役務仕様書等」という。）を平成21年12月9日（水）正午までに山形県立産業技術短期大学校総務企画課に提出すること。この場合において、応札役務仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書等については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Lease service of CAD・CAM System for Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology : 1 set
- (2) Time limit for tender : 10:30A. M. January 6, 2010
- (3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2473 Japan TEL 023-643-8431

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
東根市農業協同組合  
東根市大字東根甲1390番地の1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
東根市における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- 4 承認年月日  
平成21年10月1日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を次のとおり承認した。

平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業規程を廃止する者の名称及び住所  
東根市農業協同組合  
東根市大字東根甲1390番地の1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
東根市における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業



に限る。)

(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

- 4 廃止の承認年月日  
平成21年9月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) ロータリ除雪車 3台
  - (2) 空港用高速スノーパ除雪車 1台
  - (3) 除雪トラック 8台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成21年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
1の(1)から(3)までごとに次のとおり。
- (1) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
  - (2) 第一実業株式会社 東京都千代田区二番町11番19号
  - (3) 山形いすゞ自動車株式会社 山形市成沢西五丁目1番5号
- 5 落札金額  
1の(1)から(3)までごとに次のとおり。
- (1) 93,240,000円
  - (2) 52,395,000円
  - (3) 219,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年8月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成21年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
新型インフルエンザ用防護用品 14,000セット
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成21年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社三幸ソーイング 南陽市池黒881番地2
- 5 落札金額 49,686,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年9月4日



正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤  | 正  |
|------------|------------|-----|---|----|----|
| 平成17. 2. 8 | 第1617号     | 109 | 6 | 定例 | 臨時 |
| 同 18. 6. 2 | 第1746号     | 851 | 5 |    |    |

誤

同

226番23まで

正

同

大字若山字川内林二225番23まで

平成21年11月20日印刷  
平成21年11月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056